

平成 19 年 9 月
ネットワーク全労生

安全性と生産性を考える ～労使協議制による全員参加型 C S R 活動を～

全国労働組合生産性会議
事務局長 西澤昇治郎

人口減少時代を迎えたわが国が、今後も持続的成長を成し得るためには、企業をはじめとした社会全体での生産性向上が不可欠であり、生産性運動を国民運動の視点で推進することが求められている。私たち全労生は、その時代認識の下、人間性の尊重を理念とする生産性運動 3 原則の再確認と深化、新たに生じている課題への挑戦を掲げ活動を展開している。

一方、近年、産業・企業の不安全事故が多発し、企業のモラルが厳しく問われている中で、C S R（企業の社会的責任）は経営のみならず、労働組合にとっても極めて重要な課題となっている。

C S Rとは、広義には企業経営において、経済的・社会的側面や環境の側面を事業活動の中に組み込み、関係するステークホルダー（従業員、株主、顧客、消費者、地域社会など）に対し、責任ある行動で信頼・満足を与えることと考える。言い換えれば、安全性と生産性の両立はもとより、経営の必須の要件として、一体的・総合的に取り組むべきものである。

その推進主体は企業であるが、経営管理の一環としてのみでなく、労使協議制の側面から取り上げることが重要である。それは、C S R活動は、その理念や考え方を経営者から現場の労働者までが共有した上で、各層・各段階で具体的にマネジメントする全員参加型の運動が不可欠だからである。そのためには労使協議制の主要アイテムとして、責任を明確に出来るマネジメントの確立をはかるとともに、労働組合としてチェック機能・能力を高める必要がある。

生産性運動 3 原則の第 2 原則は労使協議である。全文は「生産性向上のための具体的方式については、各企業の実情に即し、労使が協力してこれを研究し協議するものとする」となっている。労使対等の原則の下、労使協議制を充実・強化し、健全な事業の発展に努めるとともに、この活動を個別企業労使からグループ企業へ、更には業界へと広げ、安全・安心な社会の実現に繋げていくことは、労働組合の社会的責任でもある。